

救急搬送情報提供に関する覚書（案）

粕屋北部消防本部（以下「甲」という。）と古賀市（以下「乙」という。）とは、国民健康保険第三者行為求償事務の取組強化のため、救急搬送情報を乙が使用することに関して、次のとおり覚書を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、乙が国民健康保険法第64条第1項（損害賠償請求権）に基づき、第三者行為求償対象者を把握する事務（以下「第三者行為求償事務」という。）のために甲が所有する次に掲げる救急搬送情報の使用を許可するものとする。

- （1）救急搬送者氏名、生年月日、年齢及び住所
- （2）事故発生年月日
- （3）救急搬送出場場所
- （4）収容医療機関名
- （5）事故種別
- （7）事故概要

2 甲は1ヵ月に1回救急搬送情報を乙に提供する。

（個人情報の保護）

第2条 乙は、古賀市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うため、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- （1）提供された救急搬送情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利、利益を侵すことのないよう努めなければならない。
- （2）提供された救急搬送情報の内容を他に漏らしてはならない。また、この覚書による業務が完了した後についても同様とする。
- （3）提供された救急搬送情報を業務目的以外に使用し、また、第三者に提供、譲渡してはならない。

（資料の管理）

第3条 乙は、国民健康保険主管課長を救急搬送情報管理責任者と定め、甲から提供された業務にかかる救急搬送情報について、以下の通り適切な管理を行う。

- （1）施錠できる保管庫又は施錠する等、適切に管理する。
- （2）救急搬送情報の改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止する。

(3) 救急搬送情報の漏えいを防止する。

(4) 第三者行為求償事務を処理するため提供された救急搬送情報を使用する必要がなくなった場合は速やかに削除する。

(覚書の有効期限)

第4条 覚書の有効期限は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。なお、法改正等やむなき事由が生じたときはこの限りではない。

(協議)

第5条 甲および乙は、誠意をもってこの覚書を遵守するものとし、この覚書に定めのない事項、または覚書の履行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

令和3年3月8日開催

令和2年度粕屋北部消防組合
情報公開・個人情報保護審査会
議事録

粕屋北部消防組合情報公開・個人情報保護審査会

1 件 名

令和2年度粕屋北部消防組合情報公開・個人情報保護審査会

2 日 時

令和3年3月8日（月）14時00分～15時00分

3 場 所

粕屋北部消防本部 議場

4 出席委員

吉田信会長、森脇敦史委員、勝野幸成委員、木村道也委員、西本由佳委員

5 消防本部

消防長 尾上勉、次長 長崎茂幸、総務課長 水上和弥、警防課長 明石進一、
警防課長補佐 吉村義明、庶務人事係長 三日市陽介、庶務人事係 森田俊介

6 構成市町

古賀市市民国保課長 蓑原浩、国保係長 渋田孝治、国保係 福原美夏
新宮町住民課保険係主幹 上野将司

7 付議事項

国民健康保険の第三者行為求償に係る粕屋北部消防本部と古賀市（新宮町）の連携について

8 会議概要

総務課長 本日は、年度末のご多用のところ、また、コロナ禍の中、粕屋北部消防組合情報公開・個人情報保護審査会にお集まりいただきありがとうございます。

本日進行を務めさせていただきます、総務課長の水上と申します。

よろしく願いいたします。開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お配りしているクリップ止めの資料です。1枚目が審査会のレジюме片面刷り1枚、2枚目が令和2年度粕屋北部消防組合情報公開・個人情報保護審査会資料でA4両面刷り1枚、3枚目が参考資料、4枚目以降が構成市町に提供する消防本部の記録簿です。最後が、古賀市のチラシです。資料は過不足ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以後着座にて進めさせていただきます。

本審査会の会議は粕屋北部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づき、審査会の審議は非公開となっております。会議結果につきましては議事録を作成するため録音させていただきます。なお、作成後に皆様に議事録を御確認いただいた上で、直ちに消去させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年度粕屋北部消防組合情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。

はじめに、当消防本部消防長の尾上がご挨拶を申し上げます。

消防長 本日は吉田会長をはじめ委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中審査会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃より消防行政に関し

まして格別のご支援とご協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

ところで、昨今の社会・経済情勢は少子高齢化、そして地球温暖化、更にはこのたびのコロナ禍の影響により非常に厳しさを増し、消防にも様々な課題が投げかけられています。

まず、超高齢社会の進展により増加する救急需要にどのように対応するか、次に気候変動に伴う豪雨災害をはじめとする自然災害にどのように対処するか、また、新型コロナウイルスの感染拡大に対し、持続可能な消防体制をどのように確保するかなど、課題が山積しています。

特に、増加する救急需要に対しては、これまで救急車の適正利用の支援を積極的に推進してきたところですが、令和2年中の福岡都市圏10市7町の救急出動状況は、前年比で約10%の減少でした。昨年来の新型コロナウイルスの流行が救急需要の減少に繋がったのかと思うと、複雑な気持ちでもあります。

さて、救急の搬送状況につきましては、事故種別や個人情報などを組合情報として適切に管理しているところです。

このたび、構成市町から、国民健康保険の第三者行為請求に係り、搬送状況の提供を求められているところですので、条例に則り、審査会を開催させていただいた次第でございます。

本日は、慎重審議をどうぞ宜しくお願い申し上げます、簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

総務課長

つづいて、議長の選出をさせていただきます。粕屋北部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づき、審査会の会議は会長が議長となることとなっておりますので、議事進行につきましては吉田会長にお願いしたいと思います。吉田会長、よろしくお願いたします。

吉田会長

本日はお忙しい中、委員のみなさま、関係機関のみなさま、お集まりいただきありがとうございます。ただいま、事務局から紹介がありました、審査会の会長を務めている吉田と申します。よろしくお願いたします。

本日は、委員5名（全員）が出席しておりますので会議は有効に成立しております。それでは本日の議事に進んでまいります。本日は1件の審議事項がございます。

「国民健康保険の第三者行為求償に係る粕屋北部消防本部と古賀市、新宮町の連携について」をこれより審議いたします。

まずは、審議事項について事務局から説明願います。総務課長

総務課長

それでは簡単にご説明させていただきます。健康保険の保険者である古賀市・新宮町では第三者行為による加害や不法行為による医療費給付を把握し、加害者への適正な賠償を求め医療費適正化及び保険財政の安定化を推進されております。しかしながら、被保険者からの届け出だけでは把握しきれない事故や事件が多くあり、現在は損害保険会社との覚書の締結やレセプト、診療報酬明細書の点検を行い、第三者行為による加害や不法行為による医療費給付を確認

されております。この度、厚生労働省発表の第三者直接求償の対応方針の概要において求償事務の取組について言及されたことから、救急搬送状況の照会について消防本部との連携を行いたい旨の依頼がございました。詳細説明につきましては、古賀市市民国保課から詳細説明をお願いしておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

吉田会長 それでは、古賀市から詳細説明をお願いします。

古賀市 古賀市市民国保課国保係の福原と申します。本日は、吉田会長はじめ、審査委員の皆様、粕屋北部消防本部の皆様におかれましては、ご多忙中のところ本審査会を開催いただき、ありがとうございます。

私からは、第三者求償事務についてのご説明と、連携の依頼内容、古賀市がお願いしたい提供方法等をご説明いたします。

まず、第三者行為とは、交通事故、喧嘩、暴行などの加害、転倒して怪我をした理由が施設の不備によるもの、他人のペットに噛まれたものなど、負傷の原因が他者（第三者）にあるものを言います。

第三者行為により負傷した被害者がその治療のために健康保険を使用する場合、被害者保護の観点から、健康保険側がその使用を制限することはできません。しかし、被害者が自身の自己負担分を加害者へ損害賠償請求する場合は、健康保険の保険者もその給付の価格の限度において損害賠償請求権を代位取得すると国民健康保険法第 64 条に定められています。

加害者の行為がなければ発生しなかった保険給付費を他の皆さんの国保税から負担することは公平性を欠くといえます。そのため、保険者は第三者による加害等による保険給付費を把握し、被保険者からの届出を促し、加害者への適切な賠償を求め、医療費適正化および保険財政の安定化を推進する必要があります。この一連の事務を第三者行為求償事務とよんでいます。

第三者行為求償事務の財政効果が高いことから、厚生労働省発表の「第三者直接求償の対応方針の概要」において求償事務の取組強化が言及されており、その中で市町村における一部事務組合等の活用も推奨されています。

以上のような理由から、古賀市、新宮町としても粕屋北部消防本部と連携を行い、救急搬送記録を提供していただくことで第三者による加害等の把握件数を増やし、第三者行為求償事務の取組強化に努めていきたいと考えております。

それでは本日お配りしております資料をご覧ください。以前、粕屋北部消防本部の方から今回の連携の内容についてメールで送らせて頂いていた事前の資料なのですが、そこに記載している市町村との連携状況の最新の物が出ておりましたので、こちらに記載しております。1 番の福岡県内における消防本部・消防署と市町村の連携状況ですが、現在発表されている最新情報が令和元年 8 月 31 日現在のもので、27 市町村となっております。その前の平成 30 年度は 22 市町村でしたので、5 市町村増加しています。本来でしたら令和 2 年 8 月 31 日現在のものが 1 番新しいのですが、それは現時点ではまだ公表されて

おりませんので、こちらに件数をお出しすることが出来なかったのですが、おそらく 27 市町村よりもさらに増加しているものと思われます。続きまして 2 番の古賀市・新宮町との連携情報提供内容についてご説明させていただきます。今回の審議において決定がなされた場合には、古賀市・新宮町とそれぞれ情報提供の内容についてと個人情報の保護に関する記載をしている覚書を締結させて頂きたいと考えております。まず、救急搬送情報の提供については、粕屋北部消防本部が救急搬送した、古賀市・新宮町在住の 0 歳～74 歳までの方を対象としております。その中でも事故種別が交通事故、加害事故、自損事故、一般負傷に限った提供をお願いしております。0 歳～74 歳までというのは、75 歳以上になると後期高齢者医療に原則加入することになっておりますので、年齢を 74 歳で区切っております。ただし、0 歳～74 歳までの方ですと、本来ですと社会保険に加入されている方ですとか、生活保護を受給されていて、国民健康保険でない方も含まれると思いますが、救急搬送記録の中で皆さんの保険情報まで把握されるのは難しいことだと考えておりますので、情報自体は提供して頂いてこちらで必要な情報とそうでない情報の振り分けをさせて頂きたいと思っております。提供頂きたい内容が 1～6 までの情報で、搬送者の氏名生年月日、そこからわかる年齢。2 番目が事故発生年月日。3 番目が出動場所。これがケガをした場所を把握するために必要だと考えております。4 番が搬送先の病院。5 番が事故種別。6 番が事故概要。以上 6 点を提供していただきたいと考えております。なおその下の※の注意書きですが、外傷の理由が疾病によるものであることが明らかである場合は提供不要、提供内容について古賀市・新宮町から特別な問合せは行わないとさせて頂きます。続きまして提供方法の案についてですが、私からは古賀市の内容についてご説明させていただいて、その後新宮町からご説明させていただきます。基本的にはどちらも毎月 1 日から月末までの救急搬送情報について毎月提供していただきたいと考えております。古賀市は情報記録媒体 USB を使用した提供をお願いしたいと考えておまして、そのためには個人情報漏洩防止機能がついた指紋認証等が出来る USB を用意して、使用出来る担当を管理するということが 1 つと、提供データにはあらかじめ両者で取り交わしたパスワードを付与し、データを USB に保管し、管理することを考えております。

新宮町 新宮町住民課の上野と申します。新宮町では紙媒体による提供を考えておまして、提供いただく情報を印刷した紙を対面で受け渡していただく。今後については簡易書留による郵送も検討しております。

古賀市 古賀市は提供いただいた情報の管理については、USB から提供データをパソコンに移す際には再度別のパスワードを設定して、共有フォルダは課内の他の係員が閲覧可能となっておりますので、そこには保管しないように管理しようと考えております。また、USB に保管されている提供データは職員のパソコンに移した後削除して、出来る限り USB には情報を残さないようにしようと考え

ております。また、USB には紛失防止策を施し、鍵付きの棚に保管する等、個人情報保護には配慮して管理しようと考えております。

新宮町 続きますして新宮町の紙媒体による提供の情報管理についてですが、ご提供いただいた情報はひとまず鍵付きのバックに入れて持ち運びを行います。鍵付きの書庫にて紙媒体の情報を保管しまして、その情報を使用してレセプト等との確認を行った後、使用する必要がなくなった時は速やかに廃棄を予定しております。

吉田会長 詳細説明が終わりましたが、説明に対して委員のみなさまから質疑、ご意見等はございませんか。

勝野委員 今回例規集に付箋を貼って頂いておりますが、公益上の必要性のところの審議になると思いますが、それとの関係で、国保の求償漏れがどれくらいあるのか、どれくらいあると把握されているのか、消防との連携によってどれくらい新たに把握することが可能になるというように試算されているのか、そういったものがございましたら教えていただければと思います。具体的な数でなくてもいいです。今回公益上の必要性というところの審査になるので、もう少しこういう観点からの情報をいただければという趣旨です。

古賀市 今回の業務の中では、医療機関との情報提供などもありますので、第三者行為の中でも交通事故に関するものはかなり確認が出来ていると思うのですが、第三者行為の中でも、例えば介護施設や保育園・幼稚園の中など、施設の中でのケガはほとんど把握が出来ていない状態です。ただ今回の救急搬送記録をご提供頂ければ、ケガをした場所がこちらで把握出来ますので、それが施設の中であつたり例えば工事現場であつたりした場合に、今まで気づけなかった第三者行為の可能性というものを発見出来るようになるのではないかと考えております。

吉田会長 他にご質問はありませんか？

木村委員 私からまず1つは、提供する場合の情報の利用方法、利用スパンについてお尋ねしたいです。例えばこの名簿が手元に来たとして、古賀市さんや新宮町さんがどういうタイミングで利用して、どういう時期で廃棄するのかという運用のイメージを教えて頂ければと思います。毎月書類が来て、この月で名簿をチェックしてすぐに廃棄になるのか、1年か2年か3年程度保管しておくのか等のイメージです。

古賀市 古賀市のイメージでは、1月の情報を提供していただいた後、その分のレセプトが市に届くのが2カ月後になります。ですので少なくともレセプト公開ま

では保管しておいて、情報提供頂いた中で、これはどうかと思った分についてまずは国保の保険者かどうか、保険者であればレセプトが届いているかどうかを確認して、その後に廃棄することになるだろうと思うのですが、ただ、交通事故や第三者行為に関するレセプトは少し公開が遅れてくることがありますので、少なくともレセプト、通常の公開2、3ヶ月は保管をしてデータを消去しようと考えております。

新宮町 新宮町も基本的には同じようなやり方で、やはり病院からのレセプトの確認後になって初めて廃棄消去する形を検討しております。

木村委員 もう1つ、提供する情報のサンプルとして表を頂いておりますが、出場場所と住所はどういう関係にあるのか教えていただけますか。これは搬送された方の住所と出場場所を確認するということでしょうか。

警防課長 そのとおりです。

木村委員 この事故種別名と書いてあるのは、通常救急搬送の現場でも事故種別というものを付けておられるのですか。

警防課長 そのとおりです。

吉田会長 他にご質問がある方はいますか。

森脇委員 この救急搬送記録簿ですが、これは今回の業務を行うために新たに作成するリストなのですか。それとも、このようなリストはすでに消防の業務の中で使っていて、これを提供するという形なのでしょうか。

総務課長 データについては、絞り込みをかけております。ですので今回の依頼内容に沿った様式となっております。

森脇委員 ではデータベースの中にこれらのデータが入っていて、その中の一部を取り出してこの記録簿として作成して提供するということですか。

総務課長 そのとおりです。

森脇委員 もう1ついいでしょうか。この提供先における情報の管理についてですが、個人情報保護条例の第8条第1項第5号ですが、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において必要があると認められる時は、この利用目的、利用法、制限その他、必要な制限を課すということ、消防本部、消防組合の方から求めるということになりますが、例えば、情報の管理のところで、職員のパ

ソコンに移した後に削除するという古賀市さんの方の管理体制になりますが、担当する職員その人だけが見ることが出来るパソコンに移すというイメージでよろしいでしょうか。

古賀市 はい。特定の担当を1人決定してその者だけが管理できるようにと考えておりますが、覚書を取り交わすとしたら、個人情報に関する管理自体は所属課長が管理をすると定める予定にしておりますので、管理するのは課長が管理すると考えています。

森脇委員 そうしますと、課長が管理責任者となってその指名する職員が実際のデータを日々の業務の中で使うような形で管理するということですね。

古賀市 そのとおりです。

森脇委員 もう1つだけよろしいですか。覚書についてですが、この内容を基に、実際の文書の形式にしてそれを作成して締結するということよろしいでしょうか。一言一句、覚書の中身そのものが完全に決まっているわけではなくて、今回の審査会で審査を受けた上で、実際の覚書を作成するということでしょうか。

総務課長 一応、救急搬送情報提供に関する覚書案ということで古賀市・新宮町さん両方の覚書案という物は作成しておりますので、今から印刷してまいります。

古賀市 先ほど、パソコンの管理責任についてお話がありましたが、それはパソコン自体の管理についてのご質問としては含んでいたということでしょうか。

森脇委員 そうですね。そもそもそのパソコンそのものが、例えば個人認証が出来るようになっているのかどうか。それが当然備わっていれば、問題はないですが、その点はどうかでしょうか。

古賀市 パソコンを立ち上げた時に個人のパスワードを入れてそれで認証するようになっているので、他の職員が使用しようとしても使えないようになっています。

総務課長 先ほどの覚書の案につきましては、第1条の方に提供する内容について記載しております。情報提供の頻度についても明記しております。提供された情報の取扱いについて、あとは古賀市さんからの回答でもありました情報の保護に関する条項、あとは救急情報の管理について情報漏洩をしないこと、ということで覚書に明記しております。後ほど写しを提供いたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

吉田会長 他にございませんか。

総務課長 それでは先ほどの救急搬送の種別について補足説明をさせていただきます。
先ほど古賀市さんからのご説明でもありましたように、例えば工事中の道路で転倒した等というところで、そういった種目については一般負傷という出動指令がかかります。実際に一般負傷と言いましても、様々な状況がございます。
例えば、自分で転倒した場合や、喉に物を詰まらせたとか、そういった一般負傷でも色んな項目がございますので、やはり現場に行かないとわからない情報がございます。今回提供させていただくデータの中に、事故種別と現場の状況が情報として上乘せされるようなデータを抽出して提供を考えております。
一般的に交通事故と言いましても、相手がいる事故なのか、自分で当たった自損事故なのか、後は自転車同士の事故等もありますので、そういったことも交通事故に上乘せされるところでございます。

吉田会長 それは本来消防の方では、状況として項目を設けてそこに記載をしているということですか。今回の記録簿では状況備考のところに情報を記載している。

総務課長 そうです。それともう1点補足ですが、その他の第三者行為というところですが、“その他”という種別につきましてはなかなか出てこないのですが、例えば切断した腕や指だけを搬送したとか、交通事故等でこの患者さんは1分1秒を争うのでドクターヘリを呼んで、ドクターヘリのヘリポートまで搬送したとか、というものも“その他”の項目で上がってきます。あとはなかなかない事案ですが、デモ隊と衝突して負傷したとか、そういった項目が“その他”でデータとして挙がってきますので、“その他第三者行為が疑われる事案”というのも拾い上げることが可能ということで記載させていただいております。件数は本当に少ないのですが、項目としてはあるということです。ただいま、覚書の写しを配布させて頂きましたので、ご確認をよろしくお願いいたします。

吉田会長 古賀市と新宮町の覚書で特に異なる点はございますか。

森脇委員 古賀市のものだと2条に入っているものが新宮町の方ですと1条2項に入っていたりします。住所がここでは削除されていますが、今日頂いた記録表ですと住所も記載されています。

次 長 覚書の方には古賀市も新宮町も住所を消しておりますが、覚書にも住所は残すということでございます。

木村委員 この住居区分とは何ですか。

総務課長 古賀市にお住まいなのか新宮町にお住まいなのかということです。

木村委員 これは古賀市に住所がある方は古賀市だけに適用するのですか。

総務課長 そのとおりです。

木村委員 では、救急出動をこのエリアで行って、搬送した方の住所が福岡市だった場合は古賀市にも新宮町にも行かないということですか。

総務課長 そのとおりです。住所で絞込をかけますので。

木村委員 そうするとこの住居区分は必ず管内になるということですか。

総務課長 そのとおりです。

森脇委員 ちなみにこれもレアケースだと思うのですが、住所がわからない場合はどういった取扱いになるのでしょうか。

警防課長 不明ということになりますので、古賀市・新宮町どちらにも渡らないということになります。

森脇委員 ちなみにそれはごくまれなケースであると考えてよろしいのでしょうか。

警防課長 3千数百件中に1件あるかないか程度の割合だと思います。

森脇委員 覚書ですが、個人情報保護ということですが、個人情報の法律の主旨に則りであるのですが、まず1つは行政機関の場合にはこの法律の適用が対象外なので、主旨に則りというのはおかしくはないのですが、ただそもそも、古賀市・新宮町いずれにしましても個人情報保護条例があるはずですが、そうしますと、ここに挙げるとすれば、各自治体の個人情報保護条例に基づき、としないと少し合わないかなと思いました。個人情報保護法を基本法と見ても、57条ではなく57号になります。せつかく条例がある自治体ならば条例の方を見た方がよいかと。

木村委員 もう1つ質問なのですが、この状況は多分すべての健康保険組合同じかなという気がします。例えば協会けんぽさんは全国から吸い上げたいと思っていらっしゃると思うのですが、要請が来ているのがこの2つの自治体ということでしょうか。他の健康保険組合などからの要請はまだありませんか。

総務課長 はい、まだです。

木村委員 要請がくればその度にまたしなければいけないでしょうね。管理体制も一応確認しなければいけないので、一般的に健康保険組合に対しては提供いいですよとはいかないでしょうね。

森脇委員　例えば一括して情報共有を行う一部事務組合を設置してそこで適切に管理するというやり方はあるでしょうが、ただ現状そのような形になっていないということですと、8条1項の6号ですね。公益上の必要性、目的の部分について他の健康保険組合からのものも共通であるということであれば、可能かもしれませんが、管理体制の部分はおそらくそれぞれの自治体ごとに違ってくるので、結局審査会の場で判断する必要があるかなと思います。

勝野委員　今の管理体制のところ、新宮町さんの紙媒体は少し気になりました。新宮町さんで保管方法は紙媒体以外で何か検討されていますか。

新宮町　新宮町でもUSBもしくはメール等で出来ないか、という検討を行ったのですが、電算の係と協議した結果、今のところUSBで運ぶのも危険がある、メールに関してはまだそこまでの設備が整っていないということで、今回紙媒体という形になりました。

吉田会長　他に覚書も含めてご意見、ご質問はありますか。

勝野委員　これは消防との連携自体、厚労省の保険者努力支援制度との関係があって、消防との連携をちゃんとしておかないと点数がつかず補助金が削られるというところもあるのですよね。

木村委員　第三者求償の財政効果が大きいというお話がありましたが、どれくらいのものかちょっとイメージがつかないのですが。

古賀市　古賀市・新宮町に関わらず国民健康保険全体で言うと、令和元年度の全体の収納額が622,530千円程ございます。その他、後期高齢医療や介護保険等も同じように求償を行っているので、それを全部含めると合計で1,691,530千円程度の求償効果を得ています。

吉田会長　いかがでしょうか。他にご質問はありませんか。

木村委員　この覚書案ですと、廃棄について古賀市さんはなくなっていますかね。情報のサイクル全部をカバーしていた方が良いと思うので、用済み後は廃棄するという項目は多分必要かなと思います。民間同士の契約だと後は多分、出した時に今どんな状況になっているのか聞いたら具体的にわかるといった項目がだいたい入るかなと思います。

森脇委員　受領したこの記録簿の情報に関してですが、この情報は各受け取った側である古賀市・新宮町でもこれは行政文書として管理の対象となるはずのものです。情報公開であるとか、自己情報開示の請求の中でも対象になるということです。

もちろん、情報公開の場合はおそらくほとんどの場合不開示情報という扱いになるでしょうが、自己情報開示については、ご本人から開示請求があった場合には、不開示情報に当たらない限りは明らかにするというわけですが、ただ先ほどの必要がなくなった際には廃棄するということになりまして、先ほどのレセプトが来るのがおおむね2か月後ぐらいなので、例えば3か月であるとか、例外的な場合を見越してプラス6か月であるとかですね。標準的な文書の管理期間を、受領した際に文書の記録を作っておかないと、いつどのように取得して消去することになるのか。もちろん案件が続いている物については引き続き、その情報に関しては残すということはあるところですが、標準的な処理のスパンを受領する側で決めておく必要があると思います。例外的な物は、その都度、機関の課長の決裁で保存期間の延長を行うことはもちろん可能ですが、標準的な保存期間についてはあらかじめ定めておいた方が良くと思います。

総務課長　この取り交わす覚書案については、古賀市さんのものは第1条の(1)については住所は活きるということ、年齢を加えるということ、3条の主旨に則りということを各自治体の個人情報保護条例に基づき、ということに訂正すること、情報の廃棄について明記がないので、この項目を追加すること。古賀市さんの方はこれでよろしいでしょうか。新宮町さんの方は先ほどの古賀市さんと同じで第1条、住所が活きることと年齢が加わること。第2条の項目で、各自治体の個人情報保護条例に基づきということに変更。覚書を修正させていただきます。

吉田会長　他にご質問はございませんか。今回の審議事項につきましては、粕屋北部消防本部が保有する救急搬送情報を構成市町に提供してよいか、提供する内容、提供する方法等については、事前説明及び質疑回答があったとおりでございます。他に質問がなければ、結論を出したいと思います。

古賀市、新宮町との連携により、粕屋北部消防本部からそれぞれの市町に救急搬送情報を提供することについて、「相当である」とお認めいただける方は挙手をお願いします。

挙手4名でございます。よって、今回の審議事項について、当審査会は提供することが「相当である」という結論を出したいと思います。

予定していた審議事項は以上で終了ですが、初めての審査会ですので何か他にございましたら、お受けしたいと思います。

(確認)

無いようですので、以上を持ちまして議事を終了します。本日はありがとうございました。

総務課長　吉田会長、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和2年度粕屋北部消防組合情報公開・個人情報審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。

粕屋北部消防本部と古賀市国民健康保険における救急搬送記録の提供について

古賀市 市民国保課
(国保係)

1. 福岡県内市町村国保における消防署(本部)との連携状況(R1.8.31現在)

・大牟田市 ・飯塚市 ・田川市 ・柳川市 ・朝倉市 ・筑後市 ・豊前市 ・中間市 ・筑紫野市
・春日市 ・大野城市 ・太宰府市 ・那珂川市 ・宗像市 ・福津市 ・芦屋町 ・岡垣町 ・遠賀町
・筑前町 ・糸島市 ・香春町 ・添田町 ・福智町 ・糸田町 ・大任町 ・赤村 ・苅田町

計27市町村(H30年度より5自治体増加)

2. 古賀市国民健康保険の第三者行為求償に係る粕屋北部消防本部との連携について(案)

(1) 情報提供を依頼したい内容について(別紙1 記録案参照)

古賀市在住で0歳~74歳までの方の交通事故、加害、一般負傷による救急搬送記録が対象(社会保険・生活保護含む)

- ①搬送者の氏名
- ②生年月日
- ③年齢
- ④事故日(受傷日)
- ⑤出動場所
- ⑥搬送先(病院名)
- ⑦事故形態
- ⑧事故概要

※提供内容について個別の問い合わせは行わない。

(2) 情報提供の方法について(古賀市)

案1: 情報記録媒体(USB)による提供

- ・提供データに予め両者で取り交わしたパスワードを付与し、データをUSBに保管する。
- ・個人情報漏洩防止機能の付いたUSBを使用する。

案2: 電子メールによる提供(環境設定後)

- ・提供データに予め両者で取り交わしたパスワードを付与し、提供データをメール送付する。
- ・閉鎖環境で使用できるシステムを使用する。

(3) 情報の管理について

1. 情報記録媒体（USB）による提供

- ・USBによる提供データは別途パスワードを設定し共有フォルダ（課内閲覧可）には保管しない。
- ・USBに保管されている提供データは職員のパソコンに移した後削除する。
- ・USBには紛失防止策を施し、鍵付きの棚に保管する。

2. 電子メールによる提供の場合

- ・メールで届いた提供データは別途パスワードを設定し共有フォルダ（課内閲覧可）には保管しない。
- ・提供データは保管後メールフォルダから削除する（古賀市は係単位のメールアドレスであるため）。

(4) 情報提供開始時の依頼について

案：覚書の締結（開始時のみ）（別紙2 覚書案参照）

【連絡先】

古賀市役所 市民国保課 国保係

TEL：092-942-1193（直通）

担当 福原 美夏

古賀市国民健康保険の第三者行為求償に係る粕屋北部消防本部との連携について

1. はじめに

第三者行為求償とは、健康保険の被保険者が治療を受ける原因が第三者による加害、又は本人の不法行為によるものであれば、その治療に係る医療費は第三者又は不法行為を行った本人（以下「加害者」とする）が負うべきものとして健康保険が給付した医療費を請求するものです（国民健康保険法第64条）。

加害者が本来負担すべき給付額を健康保険で負担したままであれば、加害者は不当に利益を受けたことになるうえ、その負担が保険料（税）に反映されることにより、不公平な結果が生じます。

そのため、健康保険の保険者（古賀市国民健康保険の保険者は古賀市です。）は第三者による加害や不法行為による医療費給付を把握し、加害者への適正な賠償を求め、医療費適正化および保険財政の安定化を推進する必要があります。

2. 現在の取り組みについて

健康保険は疾病・負傷・死亡等の原因が第三者又は本人の不法行為等の結果生じた場合でも保険給付の対象として取り扱うことができますが、世帯主・被保険者はその旨を保険者に届出る義務があります（国民健康保険法施行規則第32条の6）。

しかし、被保険者からの届出のみでは把握しきれない事故・事件が多くあるため、健康保険では下記のような取り組みにより第三者による加害や不法行為による医療費給付を確認しています。

（1）交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書の締結（平成28年）

自動車保険を扱う損害保険会社の各損害保険組合、協同組合と各県の国民健康保険団体連合会が覚書を締結しており、交通事故により負傷した損害保険加入者の健康保険への届出を損害保険会社が代行しています。

（2）レセプト（診療報酬明細書）点検

病院から提出された診療報酬明細書を国民健康保険団体連合会、保険者の双方で確認し、疑わしいものについては傷病原因調査を行います。

3. 第三者行為求償事務の取り組み強化と消防との連携について

求償事務による財政効果は15億円（平成30年度実績、国保・後期・介護合計）にも及ぶことから、厚生労働省発表の「第三者直接求償の対応方針の概要」において求償事務の取り組み強化について言及されております。

その中で、市町村における一部事務組合の活用等も推奨されており、福岡県内でも22市町村で消防署（本部）との連携を行っています。そこで、古賀市国民健康保険と粕屋北部消防本部においても連携の検討をお願いしたいと考えています。

■福岡県内における市町村と消防署（本部）の連携について（H30.8末現在）

- ・大牟田市 ・飯塚市 ・田川市 ・柳川市 ・朝倉市 ・筑後市 ・中間市 ・筑紫野市
- ・春日市 ・大野城市 ・太宰府市 ・那珂川市 ・宗像市 ・筑前町 ・糸島市 ・香春町
- ・添田町 ・福智町 ・糸田町 ・大任町 ・赤村 ・苅田町 計22市町村

4. 古賀市国民健康保険の第三者行為求償に係る粕屋北部消防本部との連携について（案）

（1）情報提供をお願いしたい内容

古賀市在住で0歳～74歳までの方が対象

- ①搬送者の氏名
- ②生年月日
- ③事故日（受傷日）
- ④搬送先（病院名）
- ⑤事故形態または病状

上記の内容を提供してもらうことにより、第三者行為求償対象の事故・事件（3ページ参照）について把握することができ、傷病原因調査を行うことができます。

（2）連携の方法について

粕屋北部消防本部と古賀市で連携に関する覚書を締結し、毎月1日から月末までの搬送情報について消防本部から古賀市へ提供をお願いします。

具体的な情報の内容や提供方法については別途調整を行います。

（3）個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては法令及び条例の趣旨にのっとり、適切な管理、運用を行います。

【連絡先】

古賀市役所 市民国保課 国保係
TEL：092-942-1193（直通）
担当 福原 美夏

■第三者行為求償事務の対象となる事故、事件の例

事故形態	備考
自動車、自動二輪、原動機付自転車等による交通事故	
自転車による交通事故 飼い犬の咬傷事故 歩行者同士の衝突事故 家屋からの鉢植え落下等による事故	
店舗内の床面の水濡れ等による転倒事故 広告看板落下による事故 幼稚園、保育園、介護施設等における職員の過失による事故 工事現場の段差による転倒事故	施設の不備により受傷した場合は健康保険への届出が必要です。 また、監督責任を怠ったとみなされる場合も第三者求償の対象となります。
食中毒による治療 製造物の欠陥による負傷	
自損事故	自損事故そのものは第三者行為にはあたりませんが、同乗者がいる場合はその同乗者が被害者となり、健康保険へ届け出る必要があります。 また、自損事故を起こした原因が自己の不法行為によるものであれば、医療費給付の対象外となります。
喧嘩等の傷害事件	故意または過失により、他人から殴打されたり暴行を加えられた場合は第三者行為求償の対象となります。相手方への求償の意思がない場合でも健康保険への届出が必要です。
業務災害・通勤災害	業務中、通勤中の事故については労働者損害補償保険の対象となるため、健康保険の給付対象外となる場合があります。 ただしプロスポーツ選手の試合中・練習中の事故は労災の対象になりません。
本人の不法行為による事故	飲酒運転、無免許運転、速度違反による交通事故、自殺のための飛び降り、大量服薬による治療については保険給付対象外となることがあります。

福岡県国民健康保険運営方針

平成30年4月
(令和3年1月改定)

福岡県

福岡県国民健康保険運営方針 目次

基本的事項

- 1 策定の目的 1
- 2 策定の根拠 1
- 3 対象期間及び検証・見直し 2
- 4 PDCAサイクルの実施 2

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し 3
- 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方10
- 3 赤字削減・解消の取組、目標年次等10
- 4 財政安定化基金の運用11

第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

- 1 市町村における保険料の賦課状況14
- 2 地域の実情に応じた保険料水準の均一化15
- 3 標準的な保険料算定方式16
- 4 標準的な収納率の設定17

第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- 1 保険料の徴収の適正な実施18
- 2 保険料の収納状況18
- 3 収納対策21

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

- 1 療養費の支給の適正化25
- 2 レセプト点検の充実強化27
- 3 不正利得の回収29
- 4 第三者行為求償事務や過誤調整等の取組強化30
- 参考1 療養費支給基準33
- 参考2 高額療養費の多数回該当の取扱い35

第5章 医療費の適正化の取組に関する事項	
1 特定健康診査・特定保健指導38
2 糖尿病性腎症重症化予防40
3 後発医薬品の使用促進42
4 重複・頻回受診者等への訪問指導43
5 医療費適正化計画との関係44
第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項	
1 これまでの取組等45
2 事務の標準化等の方針及び実施時期45
第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項	
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携50
2 国保データベース（KDB）システム等情報基盤の活用51
第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整 その他都道府県が必要と認める事項に関する事項	
1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他52

4 第三者行為求償事務や過誤調整等の取組強化

(1) 第三者行為求償の現状・課題

県内市町村の平成 30 年度における第三者行為求償については、合計 1,977 件、7 億 3,367 万円の調定実績があり、1 件当たり約 37 万円の求償額となっている。
(図表 4-6)

本県の平成 30 年度市町村国保における第三者行為求償の実績は、被保険者千人当たり 1.76 件、65.4 万円である。

一方で、市町村別にみると、県平均を上回っているのは、件数で 32 市町村、求償額で 22 市町村となっている。

【図表 4-6】【平成 30 年度 市町村国保 第三者行為求償の状況】

	交通事故 求償実績	その他	合計
調定件数 (件)	1,919	58	1,977
調定額 (千円)	714,352	19,318	733,670

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

なお、平成 28 年 3 月 22 日、県内市町村・国保組合から委任を受けた国保連合会と日本損害保険協会等 6 団体との間で「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結している。

第三者行為求償事務に係る数値目標については、平成 28 年 4 月に厚生労働省保険局国民健康保険課長通知にて「全ての市町村で設定することが望ましい」とされている「被害届（傷病届）の自主的な提出率」及び「市町村における被害届（傷病届）受理日までの平均日数」について、令和元年度は 59 市町村が設定している。

また、「レセプトによる第三者行為の発見率」及び「レセプトへの「10. 第三」の記載率」に係るものについては、40 市町村が設定している。

現在、国、県及び国保連合会において、次のとおり第三者求償事務に関する事業を実施している。

- ① 国は、第三者行為求償事務に係る課題について具体的な解決策等を助言する第三者行為求償事務アドバイザーを平成 28 年度に設置。
- ② 国保連合会は、第三者行為求償システムにより、第三者行為疑いのレセプトの抽出など、市町村等の求償事務を支援。
- ③ 国保連合会は、第三者行為に係る被保険者及び関係者等への調査・傷病届出催促等を受託し、求償額の向上を図る「第三者行為傷病原因調査支援事業」を平成 28 年度から実施。

- ④ 国保連合会は、第三者行為に係る債権確定交渉や請求権の行使等を受託し、市町村等との分業による事務処理の効率化を図る「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業」を実施しており、平成30年度には、59市町村から委託を受け、約9億7千万円の損害賠償請求を行うとともに、約5億9千万円の損害賠償金を収納。
- ⑤ 県及び国保連合会は、第三者行為求償事務を担当する職員を対象に、求償事務に関する知識や求償システムの操作方法などに関する研修会を年2回開催（令和元年度は第1回に53市町村、第2回に55市町村が参加。）。

(2) 第三者行為求償事務の充実強化に向けた取組

第三者行為求償事務の充実強化に向け、以下について取り組むこととする。

ア 傷病届の自主的な提出率の向上

第三者行為求償事務の充実強化にあたっては、傷病届の自主的な提出率を高める必要があることから、次の取組を行う。

- ① 国保連合会は、第三者行為に係る被保険者及び関係者等への調査・傷病届の届出促進等を行う「第三者行為傷病原因調査支援事業」を実施。
- ② 県及び市町村は、診療時に第三者行為による傷病疑いのある被保険者に傷病届提出を促すよう医療機関に対し働きかける（令和元年度は約3割の市町村が働きかけを実施。）。
- ③ 市町村は、被保険者あての書類送付時に、傷病届提出の勧奨チラシを封入するなどの届出勧奨を行う（令和元年度は約半数の市町村が封入済み。）。
- ④ 市町村は、消防の搬送記録やテレビニュースなどから把握した第三者行為について、被保険者に対する傷病届提出を勧奨。
- ⑤ 県及び市町村は、ホームページやパンフレット等による広報活動を実施。

イ レセプトによる第三者行為の発見率の向上

- ① 国保連合会は、第三者行為求償システムにより、第三者行為疑いのレセプトの抽出など、市町村の求償事務を支援。
- ② 市町村は、レセプト点検の委託内容に第三者行為疑いの抽出を含める（令和元年度は約9割の市町村で実施済み。）。
- ③ 県及び市町村は、レセプトへの「10. 第三」の記載について、医師会の協力を得て医療機関へ働きかける（令和元年度は約4割の市町村で実施済み。）。

ウ 第三者行為求償事務担当職員の能力向上

- ① 市町村は、国が設置する第三者行為求償事務アドバイザーを活用し、損害賠償請求等の専門的知識の習得など、求償事務担当職員の能力向上を図る。
- ② 国保連合会が実施する第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業や、県及び国保連合会が実施する第三者行為求償事務担当職員研修を活用し、求償事務の効率的な実施や職員の能力向上を図る。